

令和7年3月19日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、2月14日付け（同月17日受付）司法行政文書の開示に関する苦情の申出書記載のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

新任の地家裁所長に対し、最高裁に赴いて所長レクを受けるように連絡した際の文書（直近の事例に関するもの）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、1月27日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所において、本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したところ、存在しなかった。

(2) 苦情申出人は、特定の書籍に記載された内容から本件開示申出文書は存在する旨主張するが、最高裁判所において新任地家裁所長へのレクを実施する場合、その伝達に際し司法行政文書を作成する必要はなく、実際にも本件開示申出文書を作成又は取得していない。

(3) よって、原判断は相当である。